

**参加無料（申込制）**  
**オンライン開催**

**令和6（2024）年度**



愛知県ではSDGs達成に向けた取組を推進しています。

# アスベスト対策 に関する講習会

アスベスト対策を強化するため、2020年6月に大気汚染防止法等が改正され、2022年4月からアスベスト事前調査結果に関する報告制度が開始されるとともに、建築物の解体等工事に関しては2023年10月から、工作物の解体等工事に関しては2026年1月から、「必要な知識を有する者」によるアスベスト事前調査の実施が義務付けられています。

そこで、改正された各法令の規制内容や事前調査における注意点などを説明する「**アスベスト対策に関する講習会**」をオンライン形式（録画配信）で開催しますので、是非ご参加ください。

なお、**参加費は無料**ですが、事前申込みが必要です。

## ■ 公開期間

2025年2月3日（月）10:30  
～ 3月14日（金）17:00

## ■ 参加費

無料  
（ただし、インターネット使用料及び通信費については自己負担です。）

**申込期間：2025年2月3日（月）10:30 ～ 3月14日（金）12:00**

## ■ 申込方法

「あいち電子申請・届出システム」よりお申込みください。

URL： [https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=110966](https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=110966)

スマートフォンからの申込みはこちら ⇒



お申込みいただいた方には、申込完了時にメールにて視聴方法を案内します。

※ 申込用Webページへのアクセスは、申込期間中のみ可能です。

## ■ 内 容（全約165分）

### 1 「石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正について」（約40分）

講師：愛知県環境局環境政策部水大気環境課・厚生労働省愛知労働局労働基準部健康課

### 2 「石綿含有建材の事前調査の実務」（約110分）

講師：一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 副代表理事 とやま なおき 外山尚紀 氏

### 3 「フロン類排出抑制対策、水銀排出抑制対策、オフロード車からの排出ガス抑制対策について」（約15分）

講師：愛知県環境局環境政策部水大気環境課

## ■ 問合せ先・申込先

愛知県アスベスト対策協議会 事務局

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課 大気規制グループ

TEL：052-954-6215（ダイヤルイン）

主催：愛知県アスベスト対策協議会、愛知県、名古屋市

事業者のみなさまへ

**資格者等による石綿事前調査の実施が義務付けられています。**

## ■ 事前調査を行うことができる者

| 建築物の解体等工事<br>(2023（令和5）年10月1日から適用)                                                                                                        | 工作物の解体等工事<br>(2026（令和8）年1月1日から適用)                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①特定建築物石綿含有建材調査者<br>②一般建築物石綿含有建材調査者<br>③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅等に限る）<br>④令和5（2023）年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者 | 〔特定工作物のうち、告示※の第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物の場合〕：⑤工作物石綿事前調査者<br><br>〔特定工作物のうち、告示※の第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の場合〕：左記①、②、④及び上記⑤の者<br><br>※2023（令和5）年6月23日環境省告示第48号 |

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、**修了する必要があります。**詳しくは、厚生労働省のウェブサイト※からご確認ください。

※石綿総合情報ポータルサイト：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course>

